

# 有資格者の配置推進に向けて

---

## 検討の方向性（第13回技術者制度検討会で審議）

### 【課題・背景】

- 今後、技術者数の確保とともに適正な技術を持った技術者による適正施工が求められている。
- 実務経験は、技術者の転職等により確認が困難となるケースがある。

### 【参考】21世紀への建設産業ビジョン（昭和61年2月 建設産業ビジョン研究会）

（許可基準の適正化）

- ・専任技術者の配置は、本来技術力を商品とする建設業において最も重視されるべき要件であるが、**現行の技術者要件は、実務経験から各種の国家資格まで多様なものが認められており、申請者の自己証明書に頼らざるを得ない場合があるなどの問題がある。**このため建設技術の高度化に対応するとともに、市場における適正な企業評価を確保し、更には許可審査の的確化、厳正化を図るという観点から、**一定の国家資格のみに限定する方向も検討すべきである。**

### 【検討の方向性】

- 監理技術者は、できる限り、技術検定等の国家資格を有する者とすべきではないか



早期の対応が必要な電気通信工事について、新たな国家資格（技術検定）の創設について検討を進める（第14回にて方向性を決定）

- 主任技術者も、できる限り、資格を有する者とすべきではないか。**  **今回、具体的に検討**

### 【論点】

- ・主任技術者の資格認定を進めるにあたり、こういった考え方を基本とするべきか
- ・高度な技能を有し、発注時における評価などの活用が進んでいる「登録基幹技能者」について資格認定することとしてはどうか。

# 【参考】電気通信工事に関する新たな技術検定創設の検討

## ○電気通信工事に係る施工管理技術検定に関する検討会

第13回技術者制度検討会での検討をふまえ、電気通信工事に係る施工管理技術検定の創設に向け、電気通信工事の施工に当たり必要な施工技術・知識について整理・検討するとともに、技術検定の試験基準等を検討するための検討会を設置し、平成29年2月8日に第1回を開催。

### 検討事項

- (1) 電気通信工事の施工にあたり必要とする施工技術と知識の内容
- (2) 電気通信工事の施工技術の向上を図るための技術検定方法及び試験基準 等



### 委員(○:委員長)

氏名	所属
稲田 修一	東京大学先端科学技術センター特任教授
木下 誠也	日本大学危機管理学部教授
○中村 英夫	日本大学理工学部特任教授
松本 隆男	東京電機大学工学部教授

# 主任技術者要件の現状

## 現行の規定

- 技術検定等の国家資格に加え、最終学歴に応じた実務経験年数により、主任技術者になることが可能
- 主任技術者については、建設業法に登録された民間資格についても認めている

資格要件	監理技術者		主任技術者
	指定建設業 <sup>(注1)</sup> 〔土木、建築、電気、管、鋼構造物、 舗装、造園の7業種〕	指定建設業以外(22業種)	
資格	1級施工管理技士等の 国家資格	1級施工管理技士等の 国家資格	1級及び2級施工管理技士等 の国家資格  建設業法において登録された 民間資格等
実務経験	取得不可 (国家資格取得が必要)	主任技術者資格に加え、 <u>元請として請負代金額4,500万円</u> <u>(注2)以上の工事において、2年以上</u> <u>の指導監督的な実務経験</u>	大学・短大・高専の指定学科卒 実務経験 3年以上 高校の指定学科卒 実務経験 5年以上 上記以外 実務経験10年以上

注1) 指定建設業は、施工技術の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を勘案して政令で定められるものであり、現在、7業種が定められている(令第5条の2)

注2) 請負代金額4,500万円は、政令で定められる基準金額

# 主任技術者要件の現状

			土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体				
建設業法	技術検定	建設機械1級																																	
		建設機械2級																																	
		土木1級																																	
		◎土木2級																																	
		◎建築1級																																	
		◎建築2級																																	
		電気工事1級																																	
		電気工事2級																																	
		管工事1級																																	
		管工事2級																																	
				造園1級																															
		造園2級																																	
技術士法 ◎	技術士																																		
建築士法	建築士1級																																		
	建築士2級																																		
	建築設備士									1	1																								
電気工事士法	第1種電気工事士																																		
	第2種電気工事士									3																									
電気事業法	電気主任技術者									5																									
電気通信事業法	電気通信主任技術者																							5											
水道法	給水装置工事主任技術者										1																								
消防法	消防設備士																																		
職業能力開発促進法◎	技能検定	1級																																	
		2級			3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
民間資格 ※建設業法施行規則にて登録を受けたもの	地すべり防止工事士						1																												
	1級計装士									1	1																								
	解体工事施工技士																																		
建設業法	実主任技術者であり、元請4,500万円以上指導監督2年以上経大卒(指)3年以上、高卒(指)5年以上、その他10年以上																																		

凡例
 監理技術者資格
  主任技術者資格 (数字は、資格取得後、必要な実務経験年数)
  指定建設業

◎は業種に対応した細かな資格の種別、部門、職種、科目が設定されている

# 主任技術者要件への民間資格の認定事例

## これまでの主任技術者資格の認定に係る検討①

解体工事と基礎くい工事に関する技術者資格の設定にあたっては、各専門分野の有識者からなる検討会をそれぞれ設置し、工事にふさわしい技術者の要件等について検討。

### ○解体工事に関する民間資格等の検討の例（解体工事の適正な施工確保に関する検討会）



委員(○:委員長)

氏名	所属
○嘉納 成男	早稲田大学創造理工学部建築学科教授
笠井 哲郎	東海大学工学部土木工学科教授
角田 誠	首都大学東京都市環境学部建築都市コース教授
朝吹 香菜子	国土館大学理工学部理工学科建築学系准教授
湯浅 昇	日本大学生産工学部建築工学科 教授

#### 【開催経緯】

- 第1回:平成26年8月4日
- 第2回:平成26年9月16日
- 第3回:平成26年10月15日
- 第4回:平成26年12月5日
- 第5回:平成27年1月28日
- 第6回:平成27年3月9日
- とりまとめ:平成27年9月16日

#### ●主な評価視点

試験制度	受験者数、合格者数	普及した資格となっているか
	受験資格	受検資格に制約がないか
	試験会場	全国どこからでも受検可能か
	試験の透明性、公平性	透明性、公平性が確保されているか
試験内容	解体工事に関する知見、技術を評価できる内容となっているか 安全管理、施工管理能力を評価できる内容となっているか アスベスト対策、騒音・振動対策などを評価できる内容となっているか 等	



# 主任技術者要件への民間資格の認定事例

## これまでの主任技術者資格の認定に係る検討②

○基礎くい工事に関する民間資格等の検討の例 (とび・土工工事業の適性な施工確保に関する検討会)



委員(○:委員長)

氏名	所属
○日下部 治	茨城工業高等専門学校長
安達 俊夫	日本大学理工学部建築学科教授
岸田 慎司	芝浦工業大学工学部教授
清水 武	日本鳶工業連合会専務理事

### 【開催経緯】

第1回:平成27年9月10日

第2回:平成27年9月30日

第3回:平成28年2月23日

第4回:平成28年3月16日

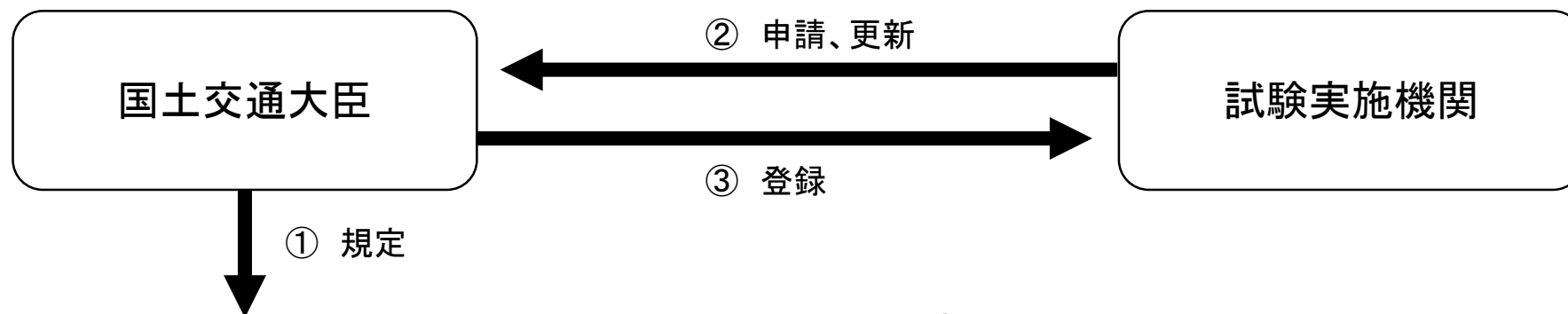
とりまとめ:平成28年3月24日

### ●主な評価視点

試験制度	受験者数、合格者数	普及した資格となっているか
	受験資格	受検資格に制約がないか
	試験会場	全国どこからでも受検可能か
	試験の透明性、公平性	透明性、公平性が確保されているか
試験内容	とび・土工工事に関する知識を評価できるか 安全管理、施工管理能力を評価できる内容となっているか 建設業法、労働安全衛生法などの関連法令の知識等を評価できる内容となっているか 等	

# 【参考】登録試験に関する主な規定事項（建設業法施行規則）

○登録試験制度は、あらかじめ国土交通大臣が登録要件を定め、その要件に合致する民間資格を主任技術者資格として位置づける仕組み



## <建設業法施行規則(省令)>

### ●登録要件

- ・試験種目に応じ、規定された試験科目について試験が行われること
- ・専門知識を有する者を含む合議制の機関により問題の作成及び合否判定を実施 等

### ●登録試験の実施義務

- ・規定された試験科目及び内容の試験の実施、合格証明書の交付 等

### ●登録試験の事務規定

- ・試験の日程、試験問題の作成及び合否判定の方法、秘密の保持 等

### ●登録試験の更新

- ・5年ごとに更新



【論点】 主任技術者の資格認定を進めるにあたり、どういった考え方を基本とするべきか

これまでの技術者要件に関する検討事例を踏まえ、「認定基準」を下記のように設定し、資格認定を進めることとしてはどうか

## 『認定基準（案）』

### ① 試験の公平性・透明性が確保された認知度の高い資格であるか

#### 【主な確認項目】

- 所属企業や加盟団体等に関する制約を設けず、**試験の公平性**が確保されているか
- 有識者等からなる合議制の機関が関与するなどにより、**試験の透明性**が確保されているか
- 受験者数・合格者数が一定数以上であるなど、**認知度**が高く、普及しているか

### ② 専門知識・経験について、現行の主任技術者要件に照らして客観的かつ明確に同等以上であるか

#### 【主な確認項目】

- 適正な施工・品質・安全管理を行うために**必要な知識及び経験**について、現行の主任技術者要件で求めている内容・レベルに照らして同等以上であるといえるか

# 登録基幹技能者の概要

【論点】 高度な技能を有し、発注時における評価などの活用が進んでいる「登録基幹技能者」について資格認定することとしてはどうか

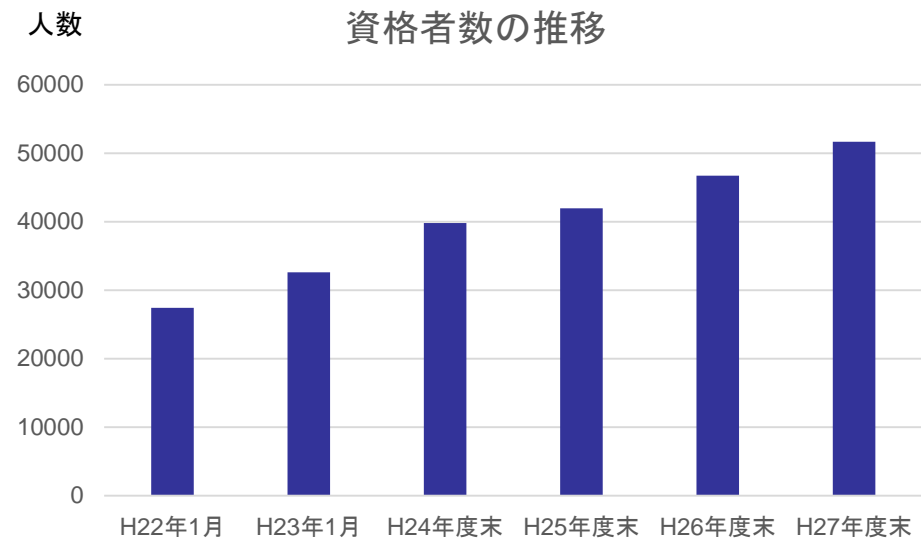
- 「登録基幹技能者」とは、熟達した作業能力、豊富な経験、マネジメント能力を備え、専門工事業団体の資格認定を受けた技能者

## 〔受講要件〕

- ① 基幹的な役割を担う職種で**10年以上の実務経験**
- ② **3年以上の職長経験**
- ③ 実施機関が定める**資格（最上級の技能者資格等）の保有**

## 〔資格者数〕（平成28年3月末現在）

・ 33職種（43機関）、51,660名 ※ 5年毎に更新



# 登録基幹技能者の概要

- 登録基幹技能者制度の浸透に伴い、全国的に公共工事発注時の総合評価における加点評価等の取組が進められている。
- 元請企業においては、優秀な技能者の確保・育成の観点から、登録基幹技能者に対して別途手当を支給する取組も広がってきている。

## 登録基幹技能者の活用例

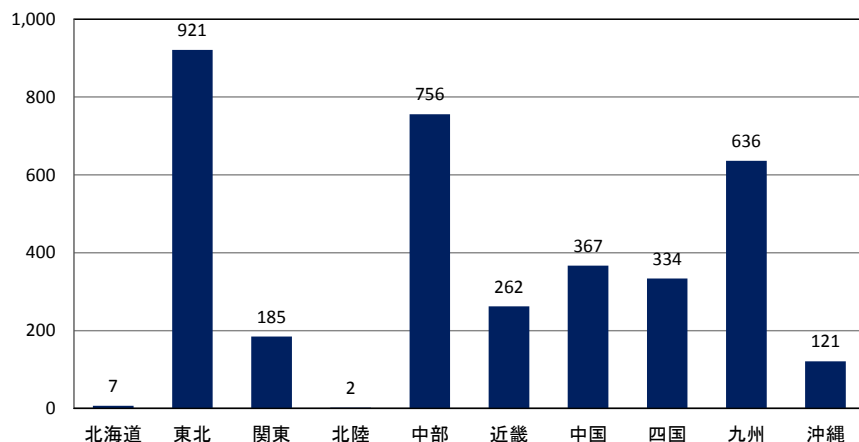
### ○発注者における公共工事での評価・活用状況

登録基幹技能者の公共工事の総合評価方式における評価・活用は、国土交通省では、全ての地方整備局等で導入。都道府県では15道府県で導入(平成27年度時点)。

### ○元請企業における評価・活用状況

日建連では「優良技能者認定制度」を導入し、優秀な職長に手当を支給しており、導入している27社のうち「登録基幹技能者」を認定基準としている元請企業は20社。

[地方整備局等での活用状況(工事件数)]



[都道府県における活用状況の推移]

年度	導入道府県数	導入率
H21年度	2	4.3%
H22年度	3	6.4%
H23年度	5	10.6%
H24年度	5	10.6%
H25年度	9	19.1%
H26年度	13	27.7%
H27年度	15	31.9%

※H28年度「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」資料より

# 登録基幹技能者の概要

## ○登録基幹技能者になるまでの流れ

〔認定講習の受講〕 ※

○登録講習実施機関が行う

登録基幹技能者認定講習会（国土交通大臣登録）の受講

【科目】基幹技能一般知識、基幹技能関係法令、施工管理・工程管理・資材管理・その他の技術上の管理 等

〔※ 受験にあたっては、9頁の受講要件を満たしていることが必要〕



講習時間：上記科目の内容について合計10時間以上

〔講習後に試験を受験〕 ※

○選択肢式・記述式の試験に合格（合格基準：60点以上）

〔※ 試験方法（選択肢式等）や問題数等は登録基幹技能者の種類によって異なる〕

試験問題の作成及び合否判定については、  
専門知識を有する者を2名以上含む5名以上の者によって構成される合議制の機関が実施（建設業法施行規則）



試験時間：上記科目の内容について合計1時間以上

試験に合格した者は「登録基幹技能者」として認定（登録講習実施機関より講習修了証が交付）



有資格者は5年毎の更新（義務づけ）

〔※ 更新方法は登録基幹技能者の種類によって異なる。〕

例）登録橋梁基幹技能者：更新テキスト・問題を郵送し解答を返送

登録コンクリート圧送基幹技能者：更新講習（2時間）と更新試験（1時間） 等

# 登録基幹技能者の概要

登録番号	登録基幹技能者講習の種類	登録基幹技能者講習実施機関	登録年月日	基幹的な役割を担う (実務経験を有する)建設業の種類	H28年3月末 登録基幹技能者数
1	登録電気工事基幹技能者	(一社)日本電設工業協会	H20.5.13	電気、電気通信	7,495
2	登録橋梁基幹技能者	(一社)日本橋梁建設協会	H20.7.17	鋼構造物、とび・土工	533
3	登録造園基幹技能者	(一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	H20.7.17	造園	2,763
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	H20.7.18	とび・土工	674
5	登録防水基幹技能者	(一社)全国防水工事業協会	H20.8.19	防水	1,204
6	登録トンネル基幹技能者	(一社)日本トンネル専門工事業協会	H20.9.1	土木、とび・土工	439
7	登録建設塗装基幹技能者	(一社)日本塗装工業会	H20.9.1	塗装	2,374
8	登録左官基幹技能者	(一社)日本左官業組合連合会	H20.9.1	左官	1,734
9	登録機械土工基幹技能者	(一社)日本機械土工協会	H20.9.17	土木、とび・土工	4,229
10	登録海上起重基幹技能者	(一社)日本海上起重技術協会	H20.9.19	土木、しゅんせつ	985
11	登録PC基幹技能者	(一社)プレレスト・コンクリート工事業協会	H20.9.30	土木、とび・土工、鉄筋	819
12	登録鉄筋基幹技能者	(公社)全国鉄筋工事業協会	H20.9.30	鉄筋	2,731
13	登録圧接基幹技能者	全国圧接業協同組合連合会	H20.9.30	鉄筋	469
14	登録型枠基幹技能者	(一社)日本型枠工事業協会	H20.9.30	大工	3,987
15	登録配管基幹技能者	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	H20.10.16	管	3,013
16	登録鷹・土工基幹技能者	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会 (一社)日本鷹工業連合会	H20.12.12	とび・土工	4,214
17	登録切断穿孔基幹技能者	ダイヤモンド工事業協同組合	H20.12.12	とび・土工	303
18	登録内装仕上工事基幹技能者	(一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	H21.12.26	内装仕上	2,940
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	(一社)日本サッシ協会 (一社)カーテンウォール・防火開口部協会	H21.2.13	建具	882
20	登録エクステリア基幹技能者	(公社)日本エクステリア建設業協会	H21.3.5	タイル・れんが・ブロック、とび・土工、石	260
21	登録建築板金基幹技能者	(一社)日本建築板金協会	H21.3.5	板金、屋根	2,900
22	登録外壁仕上基幹技能者	日本外壁仕上業協同組合連合会	H21.4.28	塗装、左官、防水	196
23	登録ダクト基幹技能者	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会	H21.4.28	管	1,345
24	登録保温保冷基幹技能者	(一社)日本保温保冷工業協会	H21.11.27	熱絶縁	809
25	登録グラウト基幹技能者	(一社)日本グラウト協会	H21.11.27	とび・土工	625
26	登録冷凍空調基幹技能者	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	H22.3.25	管	821
27	登録運動施設基幹技能者	(一社)日本運動施設建設業協会	H22.3.25	土木、とび・土工、ほ装、造園	141
28	登録基礎工基幹技能者	全国基礎工業協同組合連合会 (一社)日本基礎建設協会	H23.12.16	とび・土工	1,040
29	登録タイル張り基幹技能者	(一社)日本タイル煉瓦工事業協会	H24.7.26	タイル・れんが・ブロック	163
30	登録標識・路面標示基幹技能者	(一社)全国道路標識・標示業協会	H24.10.29	(道路標識)とび・土工 (路面標示)塗装	983
31	登録消火設備基幹技能者	消防施設工事協会	H25.7.3	消防施設	182
32	登録建築大工基幹技能者	(一社)全国中小建築工事業団体連合会	H26.1.27	大工	280
33	登録硝子工事基幹技能者	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	H27.1.22	ガラス	127
合計					51,660

# 登録基幹技能者の主任技術者要件への認定について

## ○主任技術者の資格要件

- 建設業法に定める主任技術者要件は、対象業種の実務経験要件と資格要件のいずれかを満たすものとして規定されている。

### 建設業法第26条第1項（主任技術者の設置）

- 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

## ○実務経験者（建設業法第7条第2号イ、ロ）（当該業種における実務経験）

大学・短大・高専の指定学科卒 実務経験 3年以上	高校の指定学科卒 実務経験 5年以上	左記以外 実務経験 10年以上
-----------------------------	-----------------------	--------------------

## ○資格要件（建設業法第7条第2号ハ） ※要件の例（抜粋）

資格区分	土木一式	とび・土工	管
建設業法（技術検定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1・2級建設機械施工</li> <li>1・2級土木施工（土木）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1・2級建設機械施工</li> <li>1・2級土木施工（土木、薬液注入）</li> <li>1・2級建築施工（躯体）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1・2級管工事施工</li> </ul>
他法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術士（建設、農業土木、森林土木、水産土木、総合技術監理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術士（建設、農業土木、森林土木、水産土木、総合技術監理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術士（機械、上下水道、衛生工学、総合技術監理）</li> <li>給水装置工事主任技術者 ※2</li> <li>建築設備士 ※2</li> </ul>
職業能力開発促進法（技能検定）		<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠施工、とび・土工、<b>コンクリート圧送施工</b>、<b>ウレタン施工</b> ※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷凍空気調和機器施工、<b>建築板金（ダクト）</b>、<b>配管（建築配管）</b></li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり防止工事士 ※2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級計装士 ※2</li> </ul>

【参考】登録基幹技能者の受講に必要な資格要件（抜粋）

○登録コンクリート圧送基幹技能者  
業種：とび・土工  
受講要件：コンクリート圧送施工 又は 建設マスター  
⇒ 受講要件の一部が認定されている

○登録ダクト基幹技能者  
業種：管  
受講要件：建築板金（ダクト） 又は 1級・2級管工事施工  
⇒ 受講要件が全て認定されている

（建設業法施行規則第7条の3第2項）

※1： 2級の場合は当該業種で3年以上の実務経験を有する者。

ただし、平成15年改正省令の施行の際に2級に合格している場合は当該業種で1年以上の実務経験を有する者

※2：当該業種で1年以上の実務経験を有する者

一式工事（土木・建築）については、技能士等を主任技術者の要件と認めていない（技術検定と技術士のみ）



# 登録基幹技能者の主任技術者要件への認定について

## ○登録基幹技能者認定講習の受講要件（実務経験・保有資格要件）

・登録基幹技能者認定講習の受講要件と主任技術者要件（実務経験・資格）の対応を確認。  
 ⇒ 受講要件が主任技術者要件（実務経験年数もしくは資格要件のいずれか）を満たしているものは29資格。

		受講に必要な実務経験		
		単独業種で 実務年数10年以上	複数業種のうち、 単独業種で10年以上 <small>（注1）</small>	複数業種の実務経験を 合算して10年以上
※赤枠：主任技術者要件と実務経験、資格のいずれかが一致するもの  登録基幹技能者の受講要件が全て主任技術者要件となっているもの  登録基幹技能者の受講要件について、主任技術者要件となっていないものが含まれているもの	<b>22資格</b>  ・登録造園基幹技能者【造園】 ・登録防水基幹技能者【防水】 ・登録建設塗装基幹技能者【塗装】 ・登録鉄筋基幹技能者【鉄筋】 ・登録配管基幹技能者【管】 ・登録ダクト基幹技能者【管】 ・登録保温保冷基幹技能者【熱絶縁】 ・登録冷凍空調基幹技能者【管】 ・登録タイル張り基幹技能者【タイル・れんが・ブロック】	<b>7資格</b>  ・登録建築板金基幹技能士【板金、屋根】	<b>4資格</b>  ・登録建築板金基幹技能士【板金、屋根】	
	<b>10資格</b>	<b>9</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
<b>23資格</b>  ・登録コンクリート圧送基幹技能者【とび・土工】 ・登録左官基幹技能者【左官】 ・登録圧送基幹技能者【鉄筋】 ・登録型枠基幹技能者【大工】 ・登録鳶・土工基幹技能者【とび・土工】 ・登録内装仕上げ工事基幹技能者【内装仕上】 ・登録切断穿孔基幹技能者【とび・土工】 ・登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者【建具】 ・登録グラウト基幹技能者【とび・土工】 ・登録建築大工基幹技能者【大工】 ・登録基礎工基幹技能者【とび・土工】 ・登録消火設備基幹技能者【消防施設】 ・登録硝子工事基幹技能者【ガラス】	<b>13</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	
		注1：例えば、登録建築板金技能士については、板金と屋根の2業種にまたがっているが、受講要件については、実務経験年数を業種ごとに確認している。		資格保有者全体に占める 4資格の保有者は2,940名（全体の約6%）
				<b>14</b>

↑ 受講に必要な資格要件 ↓

## 『認定基準（案）』に基づく評価

### ①試験の公平性・透明性が確保された認知度の高い資格であるか

- ⇒ ・受講にあたっての所属企業や加盟団体等による制約はなく、また、有識者等からなる合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われているなど、試験の公平性、透明性が確保されている。
- ・現在合格者数は5万人を超え広く普及しているとともに、経営事項審査での加点、発注時の総合評価方式や元請企業における活用が進んでいるなど、認知度も高い。

### ②専門知識・経験について、現行の主任技術者要件に照らして客観的かつ明確に同等以上であるか

- ⇒ ・全33資格中、29資格については、「土木一式工事」以外の各専門工事における知識・経験については、現行の主任技術者要件と同等以上である。



## 方針（案）

- 主任技術者要件を満たしている29資格については、それぞれ対象とする業種のうち土木一式工事を除く専門工事の主任技術者要件として認定する
- 現行において主任技術者要件を満たしていない4資格については、要件を満たすように規定や運用を変更した時点で、上記29資格と同じく認めることとする  
(但し、これら4資格の既存資格者については、資格更新時に要件を満たすかどうかを改めて確認することとし、要件を満たさない場合は、主任技術者要件としては認めない運用とする)

## 配置の都度実施している実務経験等の要件確認の手間の軽減

- ・ 実質的に主任技術者要件を満たしている、これら29資格についても、主任技術者として配置される場合には、主任技術者要件として認められている資格の提示や、該当業種の実務経験が10年以上あることについて都度、証明・確認が必要となっている。

### 【発注者・元請】

- ・ 施工体制台帳作成において、主任技術者の要件確認を実務経験年数により行う場合、経歴書にある工事経験を精査したうえで、要件を満たしているかを逐次確認（配置技術者変更の都度実施）。

### 【下請】

- ・ 実務経験年数により主任技術者の要件を満たす者を配置する際、各者の経歴書を作成し元請に提出し、確認を受ける必要がある（配置技術者変更の都度実施）。

⇒ 「登録基幹技能者」を要件として位置づけた場合、「講習修了証」のみで経歴確認が可能。  
 （逐次審査より確実性も高まる）

### 経歴書

実務経験工事			
工事名	実務経験年数		従事役職
	年 月～ 年 月	月	
	年 月～ 年 月	月	

..... EP



### 登録基幹技能者講習修了書

(表面)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証  
修了証番号 第 号

氏名 (生年月日 年 月 日)

実務経験を有する建設業の種類：○○工事業

この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

修了年月日 年 月 日  
有効期限 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印  
(登録番号 第 番)

85.47 ミリメートル以上  
85.72 ミリメートル以下

30.00 ミリメートル

24.00 ミリメートル

54.03 ミリメートル以下

## 登録基幹技能者の更なる認知度の向上と普及促進

- ・現在の主任技術者要件においては、建設工事の種類ごとに10年以上の実務経験を有すること（学歴に応じた短縮規定あり）とされているが、登録基幹技能者はこの10年以上の経験に加え、職長として3年以上の経験を有するなど、現行要件以上の豊富な知識・経験を有している。
- ・こうした実態を踏まえ、登録基幹技能者を主任技術者要件へ明確に認定することにより、更なる認知度向上と普及促進が期待できる。

